

令和元年 7 月 16 日

平成 29 年 12 月 22 日に発生した神戸市立高等学校における
学校事故に係る調査委員会の今後の運営についてのご依頼

神戸市教育長 長田 淳

平成 29 年 12 月 22 日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会は、学校事故対応に関する指針(平成 28 年 3 月文部科学省作成)等により、中立・公平・公正に運営されるものと思料しておりますが、以下の事項について、ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 公開・非公開の取扱い

平成 29 年 12 月 22 日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会設置規則(令和元年5月 30 日神戸市教育委員会規則第5号。以下「規則」という。)第 9 条により、委員会の公開・非公開は委員会において決定されますが、その決定にあたりましては、附属機関に関する指針において「附属機関の会議は、神戸市情報公開条例第 10 条各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合を除き、公開しなければならない。」と規定されていることから、神戸市情報公開条例(平成 13 年条例第 29 号)第 10 条各号のいずれかに該当するか否かをご審議いただいたうえで、適正にご判断ください。

2. 当該事案生徒並びにご家族への対応

学校事故対応に関する指針に沿って、当該生徒とご家族の心情に配慮しつつ、適宜適切な情報提供を行っていただくとともに、その意向の確認に努めてください。

3. 報道機関へのブリーフィング等情報提供

委員会における調査の透明性を高めて中立性・公平性を担保するため、公開・非公開について適正に判断されたうえで、委員会開催後には報道機関へのブリーフィングや会議概要資料の作成など委員会自らが情報提供に努めてください。

4. 調査補助員の活用

規則第 3 条第 2 項により、委員会に調査補助員を置くことができるとされていますが、委員会における調査の迅速化を図るため、調査補助員を活用してください。

また、委員会の中立性、公平性を担保するため、議事録や会議概要資料の作成についても調査補助員等を活用してください。

5. 委員会庶務としての教育委員会事務局職員の関与のあり方

規則第 10 条により、委員会の庶務は神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理することとされていますが、委員会における調査の中立性・公平性を担保するため、委員会庶務としての教育委員会事務局職員の関与は、委員会開催の日程調整、会場の確保、委員報酬等の支出など、可能なかぎり限定したものとしてください。